教育・保育給付認定(変更)申請書 兼 保育所等入所申込書【1】記入例 (父:常勤、母:常勤(育児休業復職)、祖母:同居・パートの場合)

更)を	申請し	、 及び	現況の届出	とをします。	。併せて保	育所等の保	条第1項の規定 育施設(保育所 所について、か	「、認定こ	こども園	の保育	部分、川		申込日	f	う和	5 年	11 月 6 日	3
IJ	見住原	沂	狭山市	入胸川	-23-	5						電	自	宅	04	(295	3)000	\bigcap
	申込者			がな	きかか	たう	3					話		携帯			53)AAA/	
(1	保護者	š)		狭	Ш	太	ėK					番号						
	氏 名					4	-1-					J		携帯		0(29		
支給	認定証	E番号											※既に	支給認定	を受けて	ている場	合に記入してく)	どさい。
朝	居予河	定	令和	年	月	日 転居労	·住所						令和6年 在の年齢	F4月1F	現			
		入所	希望子と	も氏名				、番号			令和 4月1	16年	住の午園	p C 9	J	ナる保育	の実施を希望す	る期間
ふりか	パナテ	さや	<u> </u>	うみ		(個人	生 年 (番号) 〇〇〇(4万1		_				□就学前まで	
131 373		狭		海				_) 歳	男女	令和 6	年 4 月	1日から	▼ □出産日から8週後の	月末
		沃	ш	一一		令和	I 5 年	5 F	5								□令和 年 月末	日まで
世帯状況	ふりか	וללה	世帯 さかま	氏 名 たろう		続柄	生	年 月	В		年	始令	性別		業・学校 :設・幼科		個人番号	3
~ ※ 入		犲	₹ 山 祖	1父母を	除く同居 く だ さい		昭和〇	○年 ○) A OE	3	2	△△歳		会	社	員	000000	000
所希望子ども、	ふりか	狭	<u> </u>	7 6 ~	1	- G	」 平成○	○年 ○) f oe	3	4	△△歳		看	護	師	000000	000
ども、同	ふりか	な	さやま 仏	そら J 空		兄	平成〇	○年 ○) A OE	3	2	△△歳	男・女		間州	/		
居祖父母を除	X 011	がな	^{さやま}	り< J 陸		兄	平成〇	○年 ○) A OE	3	2	△△歳	男・女	入間	川幼	准園)	
を 除 く)	ふりか	猫	きやま と 山	ようこ	7	叔母	昭和〇	○年 ○) A O E	3	2	△△歳	男・女		4-1			
							• 別居		住所			都•道		市・区				年 齢
		祖父	就労()	_	対別・介護死別・介護	[・無職・	同一敷地内別同居	棟	IE7/I			府・県		町・村				+ 80
	父		12013	, 6		,	(二世帯住宅、)	司世帯)	氏名					電話		()	歳
祖	方	祖	就労()	常勤・ 非常	営勤)・介護	·無職・	別居同一敷地内別	棟	住所	埼	玉	都・道府(県)	狭山	市・区町・村	7	、間川1	-23-5	年 齢
父母		8	疾病() • 3	死別・他()			氏名	犲	ŧШ	星	子	電話	04	(2953	0000	64歳
の					<i></i>		(二世帯住宅、 ・別居)		住所	ŧ₫	玉	都•道	狭山	市・区		松盾1	-1-1	年 齢
状況		祖父	(就労)	_	(数))・介語 死別・他(・無職・	同一敷地内別同居	棟			·	府 (県)		町・村				
	a		<i>M M M M M M M M M M</i>		16 ((二世帯住宅、) ・別居)	司世帯)	氏名	ŤE	原		郎	電話	04	(2946	0000	64歳
	方	祖	就労	常勤・運用	(壁)・介護	・無職・	同一敷地内別	棟	住所	埼	玉	都·道 府(県)	狭山	市・区 町・村		柏原1	-1-1	年 齢
		8	疾病() • 3	死別・他()	同居(二世帯住宅、)		氏名	ŧ	原	A	子	電話	04	(2946	0000	64歳
*	_	第	1 希望	С	○ 保育	Pff .	見学(済)・											ı
名 皇		第2	2希望	\wedge	△保育	園	見学 (済)・	未済)	-			4	呆育旅	酸の)	所を	希望す	る理由を	
fr'	前所	第:	3希望		□保育		見学(済)・		入 Ā 希望	斤を する				記入	してく	ださい	١.	
せ番んき	希望		4希望		認定こ		\vdash	未済)	理	±			1911:7	引用体第 求職活			するため、 空)	
(2	=施 影設		5希望	~ ~ !		- 	見学(済・							小收化	ヨリソル	CU), :	ग्रं /	
をなり	ō	-,-		リハドト+	カルキたり	十日 紅 一=	記載してくだ		<i>₩.</i> /₽3	容心 華 =	计保奈 #	2必要とす	ス事由に	トって油まる	ことから	产差切添 い	に認定されないことか	ボ あります
V_	,		おり作品	EN NOT	ナかみだ	の力リポル1〜6	は悪してくだ	CVI	水淋	おか女重						こ中単地り		
	呆育を 利用曜			曜日	((V) • (I))· ₩ ·@)· ±	時	間		翟日	8.0	0 ~ 18 ~	:	保育 必要量	□ 保育短時 ② 保育標準	
_	÷1-14	· \rn - + -	7 1	送り	<u> </u>	祖父母	3・その他()	送	迎		徒歩	自転	車				
	主に送	2世9 6	2人	迎え	(3)(・祖父母	・その他()	送手	段	() · /	バス・	電車				
				□ 4	上活保護 ⁵	受給(年 月		上 開始)				ひとり	親				
	家庭	医状況			章害児(1	当)のいる	3世帯			里親			その他		受付印			
※入所	听希望	子ども	1人につ		作成してく					/•			5					
※太林	枠内を	すべて	記入して	ください。		-				受理	里者							
※裏面	面も必っ	ず記入	、してくだ。	さい。														
															1			

父母の状況

			父の状況		型の味道	
今年1月1日時点の			▼狭山市 □その他 (都・: (市・	⋉┃	・箇所に☑をつけ	
前年1月1日時点の 住所地			▼ 狭山 本 □その他(都・	道 (iを記入してくだる ······	2010
	保育の利用を 必要とする事由		■就労(□就労内定)□求服□疾病・障害□介護・看記□不存在□その他(雙 □就学)	■就労(□就労内定)□求 □疾病・障害 □介護・看 □出産 □不存在 □その	護 口就学 他 ()
就労の	通勤	経路	※自宅から勤務先に直接向かうことを ください 自宅→ 狭山市駅 →西武新宿駅		※自宅から勤務先に直接向かうことを ください 自宅→	→勤務先
場合		時間	片道 】 時間	10 分	片道 時間	30 分
		手段	電車・バス・車・バイク	• 自転車 • 徒歩	電車・バス・車・バイク	7 ・ 自転車 ・ 徒歩
不存	理由		□死別 □ 離婚 □未婚 □ 9 □ 離婚前提の別居 • その他(失そう □ 拘禁	□死別 □ 離婚 □未婚 □ □ 離婚前提の別居 • その他(失そう □ 拘禁
在	発生時期		年 月	日頃から	年 月	日頃から
の場		住所				
合	別居している場合	氏名				

同意事項

以下の事項に同意のうえ、保育施設への入所について申込みます。

- 1. 保育所等入所申込書の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になること。
- 2. 「入所のしおり」の内容に同意し、また希望する保育施設については、見学等で保育内容等を確認し了承していること。
- 3. 保育を必要とする理由等の状況を確認するため、福祉事務所の職員が勤務先等へ勤務状況等を照会すること。
- 4. この申込みによる保育施設における保育及び保育料の決定のために市が保有する個人情報(住民基本台帳の情報、入所希望子どもの生育歴、健康状況及び家庭の状況、課税状況、生活保護受給状況等)を確認・利用すること。 また、保育施設の申込みに当たり、上記及び申請の際に提出された個人情報、保育料の納入状況等を、市と入所を希望する保育施設が共有すること。
- 5. 保育料の決定のために個人番号(マイナンバー)により必要な年度の市区町村民税の情報を福祉事務所の職員が他市区町村から課税情報等を取得すること。
- 6. 賦課された保育料は、納期限までに納付すること。 ※正当な理由なく長期にわたり保育料の未納が続いた場合は、児童福祉法第56条第6項から第8項まで又は子ども・子 育て支援法附則第6条第7項の規定により、滞納処分(給与の差押え等)を行う場合があります。
- 7. 保育施設での規定を守ること。
- 8. 保育施設における保育及び保育料決定のため、市が請求した各種必要書類を、提出期限までに市が定めた提出先に提出すること。
- 9. 継続的に保育を必要とする状況にあること。また、保育を必要とする状況が変更となった場合には、その内容について 速やかに保育幼稚園課へ報告すること。

同意日	令和 5 年 11 月 6 日
保護者署名	(父) 狭山 太郎
体设白省石 	(母) 狭山 花子